

# DV 被害者に寄り添って

打越 さく良

DV 防止法が制定されて12年が経過し、DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉はよく知られるようになった。しかし、いまだに法律相談を訪れる方の中にも、「DVは受けたことはありません。ナイフで刺されたことがある程度です」と言う人もいる。「それはDVです」と言うと、「そんな大それたことなのですか!？」と驚かれる。法律相談に赴くこと自体が、いまだに“敷居が高い”とのイメージがあり、ハードルが高いと聞く。そのハードルを越えてきた相談者でもなお、被害を自ら軽く見ようとする場合がある。法律相談に来ない被害者たちは、より被害の直視を避け、つらい現実には耐えているのではないか。

暴力は人権侵害である。暴力に耐えるべき人などいはしない。見ず知らずの人から通りがかりに暴力を振るわれたら、誰もが驚愕し、警察に通報するだろう。しかし、夫から暴力を振るわれたら、そうはいかない。「夫が逮捕されでもしたら、子どもが塾に通えなくなる」「両親揃っていたほうが、子どものためにいいはずだ」「彼には優しいところもある。私さえ耐えればいいのだ」。恐怖だけでなく愛着もあり、依存もある関係。加害者と別れる決意をするのは、大変なエネルギーがいる。無力感に打ちのめされ、決断できなくなっている被害者もいる。

そんな被害者が相談を訪れてくれたら、まずサバイバルしてきたことに敬意を表したい。「要件事実があるかどうか」といった法律的な考えだけで臨まない。安全確保をどうしたらいいか。子どものことをどうするか。離婚に必要な準備は。慌てず、一緒に考えたい。無力感にとらわれていた人も、役に立つ制度や手続きを説明するだけで、エンパワメントされる。

最初は弱々しかった被害者が、手続きが進行するにつれ、前向きに、元気になれるのを何度も見てきた。その過程を伴走することで、私自身エンパワメントされてきた。今後も、被害者のために力を尽くしたい。



## PROFILE

うちこしさくら：弁護士。第二東京弁護士会所属。離婚、DV、親子など家族の問題、虐待を受けた子どもの事件など、女性、子どもの人権にかかわる分野を専門とする。東京大学大学院教育学研究科博士課程中途退学。日弁連両性の平等委員会委員、日弁連家事法制委員会委員。日本司法支援センター調査室嘱託。著書に、『Q&A DV事件の実務 相談から保護命令・離婚事件まで』（神原富士子監修、日本加除出版、2012）など。